

平成 28 年度

宮 田 村 教 育 委 員 会 2 月 定 例 会 ヲ 議 録

1 開催日時：平成 29 年 2 月 23 日(木) 13：30～17：15

2 開催場所：村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長（以下「委員長」と表記。）
- (2) 鷹野 綾子 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 古藤 祐巳子 委員（以下「古藤委員」と表記。）
- (4) 伊藤 一幸 委員（以下「伊藤委員」と表記。）
- (5) 平澤 武司 教育長（以下「教育長」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 本田 秀樹 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 平澤 義章 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (3) 酒井 秀貴 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）

6 教育委員長あいさつ

委員長：本日もよろしく申し上げます。

このところ公務員などが関係する事件が立て続けに起きている。宮田村としてはどうして
いくのか再確認をしたいと思う。教育長が 12/27 に保育園、小中学校の全教職員に話をさ
れたが、どんな内容だったのか概略を伺いたい。

教育長：不祥事が続いている。先生に言ったのは、まじめにやっている人がほとんどだが、誰も
がいけないことと分かっているにもかかわらずそういうことを起こしうる要素を持っている。チームで
仕事しており、出身校や経歴で遠慮し同僚との関係がギスギスすると、そういう不祥事が
起こりうる。また、家庭で夫婦仲が良くないとそういうことが起こりがち。どんな人でも
可能性があるもので、人としての生き方を鍛え律していく。そんな話をした。

今まで教育委員会が直接学校に行って話をすることはほとんどなく、校長先生に任せっぱ
なしだったのは良くなかった。資料に「市町村教育委員会はサービスの監督者」とある。県か
ら給料をもらっている教員も、村にいる間は村の職員。先生にはこの辺りがとても曖昧。
不祥事が起こると、数年前までは県の教育委員会が記者会見していたが、今は市町村の教
育委員会が行う。市町村は責任があるので、われわれ教育委員は学校へ行って先生方をよ
く見ることが大事。

委員 長：先生方は話を聞き、かなり納得されているようだった。そのあと、私の若いころの話をした。教員になりたての頃には、一杯飲みながら率直な話をする場があった。時代が変わり自動車通勤が多くなって、率直な意見交換ができる本当の意味での付き合いができなくなった。職場が仲良くないと全体としての力が出ず、不祥事が起きがちになる。一般の方の学歴がものすごく上がって、相対的に先生の地位が低くなった。厳しい批判や意見があり、意識しすぎると先生方が委縮してしまう。教育委員会としては、これだけ多発すると世間は厳しくなるので気を付けながらも、先生方がゆっくり仕事ができるようにしてあげないといけないと思う。

教育 長：委員さん方に一言ずついただきたい。

職務代理：変なことをする先生が昔に比べ多くてびっくりしている。先生たちにしっかりしてもらいたい。一方で、学校や先生に対して親が口出ししすぎ、先生に精神的負担をより多くかけているかなと感じている。昔と違って今は、批判するのが当たり前になってきて、先生たちも大変だなという気がする。そういう時代に先生になったのだから、先生もそのつもりで必要以上に意識しないといけないのではないかと思う。

古藤委員：ここまで続くと誰にでも起こりうるのではなく、本人の問題だと思う。ふつう、生活していると自制心が必ずあるのに、やってはいけないことをやる人が先生になられているのが残念。

伊藤委員：小中学校のことはよく分からない。大学の教員はセクハラ、パワハラ、マタハラ・・・そんな問題ばかり続いている。そんな話ばかり聞くので、先生はこんなもんかと思しか感じられない。確かに先生の質が落ちていることは間違いない。それは給料が関係している。

教育 長：そうはいつでも、一人一人が自制心をもってもらうようにしたい。

委員 長：小中学校では、先生に特に道徳的なものを求める。道徳的な規範を先生に求めすぎるのは過剰な期待だと私は思う。先生方にはすごいストレスがある。

伊藤委員：モンスターペアレンツの問題に対しては制度的に考えておかなければならないと思う。大学でも親が文句つけてきて裁判になることが普通にあるので、小中学校なら当然あると思う。先生を守る方もきちんとしなければならない。

職務代理：モンスターペアレンツの対処法などありますか？

教育 長：学校にはマニュアルができていますが、実際のハウツーものまでできていない。担任、学年主任、教頭、校長が対応して、どうしても場合は教育委員会に来ると思う。市町村で対応できない場合は県の組織がある。

教育委員会制度が変わったのは、大津でいじめによる自殺があつて、責任の所在があいまいだったことが発端。新制度では、最終的に市町村の首長が責任を取る。賠償の段になると県の組織も使えるようになる。可能な限り、地域の多くの人が学校を支援し、教員が孤独にならないように、できるだけ学校に行くことも大事。

古藤委員：最近、学校に行けない先生の話聞くが、先生方の心には何かあるのでしょうか。親御さんとの問題とか？

教育 長：自分の家庭や教え子との問題というより、同僚との間に何かあると思う。

伊藤委員：そういう問題は人事異動でなんとでもなるでしょう。問題があるなら北信でも東信でも行ったらいい。上伊那だけで処理しようとするからそんな問題になる。

教 育 長：人事異動だけでは根本的な解決にはならない。大体、自宅から遠くへは行きたがらない。

県内で南北東西のブロックがあり、全部経験することになっているが、例外がある。

伊藤委員：私が農水省の研究員の時は、地場昇格禁止という大命題があった。明文化した方がいい。

職務代理：先生は自分の悩みを打ち明けることをそんなにしない？

教 育 長：打ち明けられる相手がそばにいればいいが、今は自動車通勤で話す機会がない。

委 員 長：個人の資質で欠けている部分をどう補っていくか。育ちもバラバラでストレスも違う。

教 育 長：昨日、県議会に行ってきたが、県の教育長から、各市町村の教育委員会、校長と今年中に懇談する時間を取りたいという話があった。その時はご出席いただきたい。これまでは、県教育長は県立の高校に行くことはあっても市町村に来ることはあまりなかった。緊急事態と危機感を感じているようだ。

7 会議録の承認 1月定例会（事前配布）

8 議 題

（1）報 告

報告1号 教育委員会活動報告について 1～2月 （1ページ）

次 長：資料について説明

報告2号 平成29年度予算(案)について （2～20ページ）

次 長：資料について説明（議会に提出する予定である。）

子育て係長：子育て支援関係について資料により説明

子育て支援事業で新たに、5歳児検診を「すこやか相談」として開始するので、言語聴覚士の賃金を計上。子育て支援短期利用で、たかずやの里と慈恵院と委託契約した。P4 輝く子育て応援事業で、第2子以降の未満児を除く保育料を10割助成。輝く子育て応援金は、固定資産税分の交付金制度が確立した。保育園運営事業は、保育士の賃金の改定があり増えた。未満児の人数が増えて、保育士の人数が増えた。保育士の賃金が上がり今後10年間、年に時給が10～20円ずつ上がっていく。保育士免許を持っている方は1,000円になり、5年以上勤務なら5年分の積み上げがあり1,100円からスタートする。

委 員 長：保育士さんの声は反映されているのか。

子育て係長：はい、保育士さんからは10円でも20円でも上げて欲しいという意見があったので、対応した。パートの方たちにはなかった一時金が出るようになった。賃金のことでも村外に流れる方もいたので、制度を変えた。

委 員 長：率直に言って、これで心配はないということか。

子育て係長：皆さんに継続の返事を頂いているので、取り敢えず確保できている。

古藤委員：他市町村との賃金差はそれで埋まる？

子育係長：急には上げられないが、今後 10 年かけて上がっていけば気持ちは違うと思う。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

子育係長：p5、保育園施設改修事業について。保育園の保育室にエアコンがなかったので、東保に 2 台、西保に 3 台一気に設置する。夏に 2 部屋通して昼寝ができるようにしてもらった。

古藤委員：良かった。昼寝の時間が可哀想だった。熱中症を心配していた。

子育係長：つどいの広場事業は、これまで嘱託職員 1.5 人でやっていたが、2 人体制にした。子育て支援センター運営事業は児童館の先生を 0.5 人分減らし、うめっこらんど全体としてはあまり変わらない。先生たちの賃金も改定して上げた。

職務内裏：つどいの広場ってなんでしたか？

子育係長：遊ゆう広場のこと。

次 長：学校教育関係について資料により説明

学童保育について、4 月からの男性スタッフ 1 名分の賃金が増えている。中学校教育援助事業は英語教師の賃金がメイン。p 9 の小学校管理事務は、需用費関係でこれまで削られていた事務機器の消耗品代を 100 万円増やした。

p 11 の小学校施設・施設整備事業は、職員室の女子更衣室が狭いので改造に 300 万円計上した。p 14 の中学校施設・設備整備事業はバスケットゴール耐震補強を行う。テニス部等の部室がぼろぼろなので変える予定。トイレ改修工事に 2,700 万円計上。テニスコートは 30 年に改修する予定だが、場所の変更も考えたい。

教育長：やがては小中一貫も考えていかなければいけない。あと 20 年くらい後の話になるかも知れないが、今年は研修で研究したい。

生涯係長：p 16 村民会館管理事務について、エレベーターが昨年止まったので工事をしたい。チラーの撤去 50 万円と体育施設管理のスポーツトラクター 250 万円は 30 年度に回した。

p 17 の都市公園事業について、中部電力に親水公園の土地を返還するため復旧工事に 432 万円計上。総合公園施設はみらい創造課で地方創成事業でと話があったが、中止となった。

委員長：これは議会に出す元で、意見があれば変更の余地があるの？

教育長：ちょっと、ないです。承知して頂くしか仕方がない。

古藤委員：小学校施設設備整備事業の予算は、女子職員用更衣室の他の部分の工事ですか？

次 長：細長い南側をぶち抜いて東の方へ広げる拡張工事をする。休憩室は使っていないらしいのでそちらへ広げようと言うこと。最終決定ではない。

古藤委員：去年先生が、水着に着替えるのが大変と言っていた。広くなるなら良いですね。

教育長：先生方は異動で替わるので、我々がアドバイスして上げると良い。

委員長：障がいのある子のための 2 階のトイレはどうになりました？

次 長：31 年度に予定しているが、状況によってどうなるか分からない。小学校からはエレベーターの要望も出ているが、階段にスロープを付けることも考えられる。

教育長：そうはいつでも、災害時のことも考えて障がい者用トイレを用意しておく必要がある。将来の統廃合も考えておかなければいけない。校舎が固まっていればいいが・・・。小学

校は昔サイズで、グラウンドは狭く体育館の北側は崩れそうになっている。

伊藤委員：早く統合し、新しいところに建てた方が良い。場所が問題だが。

委員長：よろしいですか。

委員：はい。

報告 3 号 3 月議会条例改正補正予算について (21～64 ページ)

次 長：資料について説明

施設管理を委託しているシルバー人材センターの指定管理期間がこの 3 月末で切れる。29 年度以降も引き続きシルバー人材センターを指定管理者としたい。管理費として、1,320 ～1,316 万円支払っている。10 万円以上の修繕回収は指定管理者の負担でこれまで毎年約 79～106 万円かけて改造改装している。会計収支はずっと黒字で、6 年間の実績から公の施設管理という目的を十分に果たしたと評価。p31 管理状況の評価は全て A で、期待した管理ができた。

p34 のマレットゴルフ場について、これまでは宮田マレットゴルフ同好会に管理を委託してきたが、シルバー人材センターに委託したい。昨年暮れに同好会より「高齢化のため維持管理ができない」と話があった。管理委託料を同好会と指定管理で比較すると、指定管理が 75 万円安くなり、全体でも 20 万円ほど安くなる。3 月議会にかけさせて頂きたい。

伊藤委員：私は独立法人の監事をしていたことがあったが、1,000 万円を超える委託は競争入札しなければいけない。国の事業では癒着の問題があり、きちんとやらないと攻められる。シルバーが悪いとは思っていないが、村の事業だから「競争入札したか」と言われたいの？ 村内にシルバーみたいなのが複数あって、バランスがとれていればいいが、一つしかないからどうしてもなあなあになってしまう。ルールに基づいてやっているかどうかが大変。議会で指摘されたときに大丈夫と言えるかどうか。

生涯係長：村の条例が p29 第 2 条の 2 に「公募によらず申請させることができる」と謳ってある。

教 育 長：宮田村の一番弱いところは法学部卒がいないこと。上位の法律があり、それに反していなければいいと思うが、この際、調べた方がよい。

次 長：村が指定管理でお願いしているのは、教育委員会の施設とこまゆき荘。

委員長：指定管理者というのは条例で決めているのだね。

教 育 長：村は村、県は県の直轄で決めている。気になっていたのは、シルバーの窓口が教育委員会の建物に入っている。将来分けることも考えなければいけないのではないかな。

職務代理：シルバー人材センターを指定管理にしたいと出す前に、調べてから出す？

教 育 長：これは申し訳ありませんが、この間役場の課長会を出してある。もしものことがあれば検討しなければいけないので、きちんと調べます。

生涯係長：p46 の第 4、13、14、15 の公共施設料金関係の条例について、p44、45 の使用料改定算定資料にまとめた。前回の定例会でご指摘あった部分を変更し、体育センターの村外料金は 1,660 円を 1,700 円に、武道館は 750 円を 800 円にした。これについて村の企画会議、議会全員協議会を始めほかの会議でも、特に意見はなかった。この案で 3 月議会に出した

い。よろしく申し上げます。

子育係長：3月議会の条例改正について、資料により説明

p41 輝く子育て応援事業について、第3条に子育て応援に関する事業が4つあるが、そこに「(5)子育てファミリー転入奨励金事業」を新たに設ける。p38、対象者は転入者で、家を建て、9歳以下のお子さんを持っている方に20万円を確認次第支給する。

(3)輝く子育て応援金事業で、現行は「9歳以下の子どもを養育している父母、若しくは居住開始日から3年以内に子どもを出生した父母」が対象だったが、改正後は、夫婦の「合計年齢が80歳以下」なら子どもはいなくても対象となる。

職務代理：子どもはいないのに、条例の名前に「子育て」が入るのですか？

子育係長：はい、合計80歳以下というのは、今後お子さんが生まれるであろうということ。

職務代理：村内に住んでいるかどうかきちんと確かめないと。

子育係長：はい。固定資産税の家屋調査があったり、水道使用をチェックしたりで状況確認する。

古藤委員：母子家庭の方は対象になる？

子育係長：ならない。配偶者があることが前提。

伊藤委員：どうしてシングルマザーではだめなの？細かく枠を決めるほど人は来ない。人数が少しでも欲しい、一軒でも多く確保したいなら細かい枠はない方が良い。

職務代理：宮田にずっといてくれる人を応援しようというもの。補助金をいただける間だけいて、その後出て行くという例がある。

子育係長：p38のア。第2子以降の子どもで3歳未満児を除く児童の保育料は無料。

古藤委員：第3子を産む人は少ない。

子育係長：第2子は2,100万円、第3子は1,500万円、と予算は大幅に増える。

子育係長：p48 宮田村子育て支援短期利用事業実施要項について。第2条、利用は1回につき7日を限度とする。別表1はたかずやの里で、1泊2日の料金。委託料は村から施設に払う金額で、保護者は保護者等負担金を払う。別表2は慈恵園の時間料金で村が負担する委託料。別表3は慈恵園に保護者が支払う料金。

p51 ファミリーサポートセンター事業の利用料金について。1時間700円で援助活動をお願いしていた協力会員の皆さんから、遊ゆう広場で子どもをみるときに700円もらうのは申し訳ないという声が非常に多く、皆さんの同意を得て、遊ゆう広場で受ける場合は1時間500円という枠を作った。p55、700円の5時間のクーポン券を母子手帳交付時に渡していたが、500円の枠を作ったことにより読み替えを謳っている。p57 子育て支援拠点の料金について、村外利用者の料金を年2,000円から1,000円に、1日400円から200円に改訂したい。

委員 長：児童養護施設の短期利用は実例がある？

子育係長：可能性のある家庭があると児童相談所から聞いており、申込みがあればすぐ対応したい。

短期間の受け入れなので、長期の必要があれば児童相談所の措置がある。

委員 長：厚生の仕事だね。

教育 長：社会部の仕事。たかずやの里も慈恵園も何度か行ったが、児童養護施設で高校生まで受

け入れている。

子育係長：補正予算について資料により説明

p 60 保育所運営事業費、病児病後児の委託料について、利用者が大幅増加により 56 万円増額。備品購入費は、西保育園に来年度以降の未満児がこうめ保育園だけでは受け入れられず、床暖設備のない西保育園で受け入れるため、電気カーペットを購入。

次 長：p 61～64 学校教育関係補正について資料により説明

委員 長：了解と言うことでよろしいですか。

委 員：はい。

報告 4 号 宮田うめっこ読書計画について (別冊)

生涯係長：資料により説明

2/1～2/20 パブリックコメントを受け付け、策定計画で進めている。計画の基本的な考え方は長野県読書計画に基づいて定めている。アンケート結果を踏まえ、今後の取り組みについて述べている。ご意見を頂きたい。

伊藤委員：宮田カルタのことは書かなくて良いのか、中学生に新聞、特に社説を読ませると書かなくていいのか、という気がした。全体を通して、「読み聞かせ」から「自分で読む」への切り替え部分がうまく書けていないという印象を受けた。どこかで自主的に読むという所を入れないとまずい。保育園の所では読み聞かせしましょうと親に言って、小学校に入っ
て 3、4 年生で自ら読もうと変わるのはいんどい。それから、セカンドブックとは何のことか分からないので説明を入れて欲しい。

教 育 長：まだ多少修正できるだろう。こめ印で注釈入れるなどできるところは取り入れるように。

職務代理：セカンドブックなら、片方はブックスタートではなくファーストブックかな。

古藤委員：アンケートによると、中学生が全然読書できていない。忙しいからと書いているが、活字を読まないといけない。小学校まではきっちりしているだけに、中学校での落差が大きい。中学校の図書館には新聞も置いてありますか？最近、新聞をとらない家庭が多いが。

教 育 長：中学校はとってないかな。NIE といって授業の中で新聞を活用しようと呼びかけている。

伊藤委員：中学は 5 紙くらいとった方が良さそう。p13～14 で「現状」に○があるのは何か、p9 の「ヤングアダルト」とは何かわからない。漫画は毛嫌いせず、うまく取り込むべきだと思う。漫画の位置づけがアンケートから見えてこない。京都には漫画博物館があり、漫画文化を位置づけている。

古藤委員：漫画が OK なら中学生の読書率はもっと上がる。

教 育 長：実はこの資料は、事務局の職員が学校の先生に来てもらって作った。こういうご意見をいただければ幅広くなる。さらにバージョンアップしていきたい。

委員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

報告 5 号 宮田村子育て 5 か条について (65～66 ページ)

次 長：資料について説明

検討委員会で検討した。マズローの欲求5段階に当てはめて言葉にした。パブリックコメントをいただくためにHPと広報で発信する。ご意見をいただきたい。

職務代理：第4条の「かわそう」がどうしても「かわいそう」に見える。どうにかできない？

伊藤委員：あいさつと心づかいを一緒にするのも据わりが悪い。

子育て係長：「かけよう」はどうですか。

委 員：それがいい。

委 員 長：「守ろう、家族のルール」というのは、どうでしょうか？

職務代理：家庭でルールを作って、子どもにも役割を持たせましょうということ。

次 長：「家族のルール」より「家庭のルール」が良いのでは？

委 員：それがいい。

教 育 長：「実現しよう」は「かなえよう」がいい。これまでの5か条も良かった。

古藤委員：学校では先生がプリントによく使っている。友達に「5か条を変えるの？」と聞かれた。

職務代理：変えなくても良いような気がする。なぜ変える話になった？

教 育 長：教育大綱ができて変える話になった。村長は5か条はいらないと言ったが、家庭のもの
であることと、古藤委員の「冷蔵庫に張って使っている」という話は説得力があった。15
日に締め切りのパブリックコメントの結果によるが、3月に最終決定する。

伊藤委員：新5か条にして、村民にクリアファイルを作って配るの？

教 育 長：予算がないからできない。紙ベースを配る。

伊藤委員：それでは誰も見ないから広まらない。先に予算付けてから作るのが当たり前。

職務代理：みんなが知らなくても、小中学生の子どもがいる家庭が分かってくればいい。まずは
保育園、学校で配ればいい。

古藤委員：予算が付く予定は？

教 育 長：寄附金を当てにするかあるいは補正で。紙ベースでも良いので卒業式に間に合うように。
最終的には教育委員で決める。

9 その他

(1) 当面の日程について 2～3月 (67 ページ)

次 長：資料について説明

(2) 教育委員会事務局運営方針について (別紙)

教 育 長：事務局職員の運営方針案について、長野県は信州型コミュニティースクール設置100%
にする方針で、地域の方々が学校に入ってもらうことで進めていかないといけない。アク
ティブラーニングも力を入れる。危機管理で避難所になった場合のマニュアルができてい
ない。教育委員会事務局では、職員が保育園で手伝ったり、事務局で会議の参加者の赤ち
ゃんをおんぶして仕事をしていたりしていた。こういう多能工型業務推進を広げていく。

職務代理：そういうときにファミリーサポートは使えないですか？

子育係長：できるのではないか。

教 育 長：教育委員会の運営方針について。研修を充実させる。情報共有では、資料の事前配付を可能な限り行う。われわれと PTA や学校評議員との懇談や、村雇用の職員との懇談も行いたい。教育委員会定例会は法律上公開しなければいけないので、会の様子をインターネットで発信したり、開催予告をするなど考えている。

委 員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

(3)平成 29 年度教育委員年暦について (別紙)

教 育 長：参考資料について説明

移動教育委員会定例会で駒ヶ岳に行って、登山道が荒れているところがあるので、見てもらうことも考えたい。

委 員 長：日程はよろしいですか。

委 員：はい。

(4)新学習指導要領について (68～70 ページ)

教 育 長：参考資料について説明

小学校 3～6 年で授業が 1 時間増え、外国語が教科となる。小学校の先生の負担は増えるが、人員は増やしてくれない。授業数は、1 週間に 1 時間増えると年間 35 時間増える。

(5)研修について

教 育 長：研修は石川県の小中一貫に取り組んでいる学校と、P71 のアクティブラーニングで「学び合い」に取り組んでいる博多の学校プラス大分の豊後高田で地元の方々が先生になって土曜授業をしている学校を、候補に挙げている。

教 育 長：6/25～27 で予定しているのでご検討ください。できれば役場の職員も行ければいい。

伊藤委員：でも、土曜日でないから直接は聞けない。実態を見るなら土曜日見るのが一番。

委 員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

(子育て支援センターについて)

教 育 長：本日、認めて頂ければ 27 日の運営委員会で報告し、料金、休み、時間を改訂していきたい。ここでご意見頂くのが大事なのでよろしくお願いします。

子育係長：うめっこらんどが 3 年経過する中でルールが変わった。29 年度からはしっかり学童、児童館、遊ゆう広場で統一する。現在、学童保育のおやつ代を 40 円とっているが、一律千円にする。保険は現在任意になっているが、学童に入る場合は強制を条件に入れて頂くことにしたい。これまで事前準備期間がなかったが、今年から準備のため 1 日休むこととし、今年 4/3 にする。児童票は簡単な物だったが、アレルギーなど、親御さんにしっか

り書いてもらうことにする。学童に入るには保護者が面倒をみられないことが条件だが、180人も登録がある。公平性と安全の面からもしっかり確認したい。送迎特例同意書について、学童からプールの送迎バスに乗ることは他所ではやっていないが、強い要望があり認めている。送迎特例時の事故等の責任を負えないという同意書を交わす。

児童館はこれまで利用料もおやつも無料だったが、財政サイドから食物を食べたときは材料費を頂くことになった。学童もきちんとした利用申請書を書いて頂く。29年度は中学生を受け入れて静かに勉強できるようにしていけば、世代間の交流もできるのではないかと考えている。

遊ゆう広場の受け入れは0～3歳となっているが、保育園の子どもも来ている。小さい子がいるところに大きい子が来ると危ないという声もあるので、3歳までにする。兄弟がいる場合は、就学までは特例として認めることにする。

職務代理：年会費は4月以降に入った人の場合はどうなる？

子育係長：手続きした日から1年間に変更したが、安くなったので4月からでも良いか

教 育 長：利用対象者が0～3歳児で兄弟がいる人は就学前なら良いというのはどう？

子育係長：保育園児だけ連れてくるお母さんもいる。以前、受け入れていた時期があった。

伊藤委員：「小さな子どものための施設なので、十分ご配慮ください」と張り紙をした方が良い。

次 長：小学校の臨海学習の宿泊地がこれまでは日間賀島だったが、今年から美浜の「少年自然の家」になった。地引き網もできる。先週校長が下見に行ってきた。

古藤委員：少年自然の家なら、予算が抑えられる。

委 員 長：よろしいですか。

委 員：はい。

委 員 長：本日はお疲れ様でした。

・次回定例会：3月6日(月) 13時30分 村民会館 第1研修室